

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格での譲渡の禁止
規制の区分	廃止
担当部局	医政局経済課
評価実施時期	令和2年8月
規制の目的、内容及び必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、衛生マスク及び消毒等用アルコールの需給が逼迫している中で、これらの製品の転売行為が国民生活の安定等に与える重大な影響に鑑み、国民生活安定緊急措置法施行令(昭和49年政令第4号)に基づきこれらの製品に係る転売規制の措置を講じていたところ、当該規制を廃止するものである。 ○ 当該規制については、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号、以下「法」という。)第26条を根拠としており、同条第1項に定める場合において、抑制的に規制を設けることが求められている。 ○ 衛生マスク及び消毒等用アルコールの価格は安定してきており、供給等も改善していることから、法第26条に定める状況は一定程度解消されているといえる。こうした状況を踏まえ、法の趣旨に鑑み、規制を廃止することとする。
直接的な費用の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本規制廃止による新たな遵守費用は発生しない。 ○ 規制廃止後も引き続き、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営の状況を把握するため、店頭における衛生マスク及び消毒等用アルコールの販売量やインターネット上での取引の実態等を注視していく必要があり、こうしたモニタリングに係る行政費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本規制廃止により、法第26条の趣旨に反する状態及び強力な私権の制約が解消される。 ○ 衛生マスク及び消毒等用アルコールの転売行為が規制されることにより、規制がなければ行われていたであろう転売による商取引が喪失し、転売を行う者の売上の減少といった機会費用が発生していた。規制廃止後においてはこうした遵守費用が削減されることになる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本規制が禁止していた、小売業者等から購入した衛生マスク及び消毒等用アルコールを、取得価格を超える価格で転売する者が生じることが考えられる。
費用と効果(便益)の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記のとおり、モニタリングに係る行政費用が生じる可能性があるものの、本規制は国民に等しくかかる強力な私権の制約であり、規制の廃止による遵守費用の削減効果は相対的に大きいものである。 ○ したがって、本規制の廃止により得られる便益は本規制の維持に伴う費用を上回っており、本規制の廃止は妥当と考えられる。
代替案との比較	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急措置として導入した規制であり、部分的に緩和する理由がなく、代替案はない。
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本規制の廃止から5年以内に事後評価を実施する。